

役職員行動規範

(目的)

第1条 この規程は、当法人の役職員が遵守すべき行動規範を示すことにより社会的責任の自覚を促し、もって、当法人の社会的信用を維持、増進させることを目的とする。

(自己規律)

第2条 すべての評議員及び役職員は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 すべての役職員は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 すべての役職員は、関連法令、定款、その他の規程を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第5条 すべての役職員は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第6条 すべての役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 すべての役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 すべての役職員は、当法人がその事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努める責任を負っていることを認識しなければならない。

(利益相反の防止)

第9条 すべての役職員は、当法人の理事、監事、評議員、職員、協力団体関係者に対して

特別の利益を与えることを避けつつ事業の実施その他の活動を行わなければならない。

2 すべての役職員は、当法人との間に利益相反に該当する事項の有無を定期的に自ら申告しなければならない。利益相反に該当する事実がある場合、理事長は適切な措置をとり利益相反の是正を図らなければならない。当法人と理事長の間の利益相反該当事項がある場合、理事会はその是正を図らなければならない。

(コンプライアンス)

第10条 すべての役職員は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先としなければならない。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。